

## 介護老人保健施設まぢや 所定疾患施設療養費(I)の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(I)の算定状況について公表します。

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

病名		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
肺炎	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尿路感染症	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	日数	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0

### 算定条件

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
  - ・蜂窩織炎
2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。

# 介護老人保健施設まぢや 所定疾患施設療養費(I)の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(I)の算定状況について公表します。

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

病名		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
肺炎	件数	0	0	0	0	1	2							
	日数	0	0	0	0	5	12							
尿路感染症	件数	0	0	0	0	1	2							
	日数	0	0	0	0	6	10							
带状疱疹	件数	0	0	0	0	0	0							
	日数	0	0	0	0	0	0							
蜂窩織炎	件数	0	0	0	0	0	1							
	日数	0	0	0	0	0	6							
慢性心不全	件数	0	0	0	0	0	0							
	日数	0	0	0	0	0	0							
合計	件数	0	0	0	0	2	5							
	日数	0	0	0	0	11	28							

## 算定条件

1. 対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ・蜂窩織炎
- ・慢性心不全 ※2024年追加

2. 上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。
3. 診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
4. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
5. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。